

消食表第 102 号

令和 5 年 3 月 9 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

(公 印 省 略)

「食品表示基準について」の一部改正について

「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）における「別添 アレルゲンを含む食品の検査方法」では、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）別表第 14 に掲げる特定原材料の検査方法等について、詳細を定めています。本日、食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 15 号）が公布され、別表第 14 に「くるみ」が追加されたことから、検査方法の追加等を行うこととしました。

つきましては、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について」の一部を改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。